

# 介護老人保健施設 ガーデンハウスこだま

## <運営規程の概要>

### (施設の目的)

当施設は、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とします。

### (運営の方針)

1. 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。
2. 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。
3. 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
4. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
5. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。
6. 常に入所者の立場に立ち、「親切・あかるさ・おもいやり」の気持ちを持って、心身の癒しを行います。
7. 入所者のプライバシーを尊重し、安らぎのある空間で尊厳のある老いに努めます。

### (施設の名称等)

- |        |                    |
|--------|--------------------|
| ・施設名   | 医療法人有恒会 ガーデンハウスこだま |
| ・開設年月日 | 平成17年7月14日         |
| ・所在地   | 石巻市泉町4丁目11番47号     |
| ・電話番号  | 0225-92-5307       |

- ・ファックス番号 0225-22-2110
- ・管理者名 施設長 林 重文
- ・介護保険指定事業所番号 0450280052
- ・入所定員 100名
- ・ユニット数 10ユニット (ユニット毎の定員 10名)

### (介護老人保健施設のサービス内容)

当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、リハビリテーションマネジメント等の心身の機能訓練、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

- ・ユニット型介護老人保健施設 (I) ・夜勤職員配置加算 ・ターミナルケア体制
- ・若年性認知症入所者受入加算 ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算
- ・療養食加算 ・リハビリ計画書情報加算 (II) ・褥瘡マネジメント加算
- ・排せつ支援加算 ・自立支援推進加算 ・科学的介護推進体制加算
- ・サービス提供体制強化加算 (II) ・介護職員等処遇改善加算 (I)

### (施設の職員体制)

当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |              |          |
|--------------|----------|
| ・管理者         | 1人 (兼務)  |
| ・医師          | 1人 (兼務)  |
| ・看護職員        | 9人 (以上)  |
| ・介護職員        | 25人 (以上) |
| ・支援相談員       | 1人 (以上)  |
| ・作業療法士、理学療法士 | 1人 (以上)  |
| ・管理栄養士       | 1人 (以上)  |
| ・介護支援専門員     | 1人 (以上)  |
| ・事務職員        | 1人 (以上)  |

### (従業者の職務内容)

- ・管理者：携わる従業者の総括管理、指導
- ・医師：利用者の病状及び心身の状況に応じた日常的な医学的対応
- ・事務長：事務統括業務、その他の業務
- ・看護職員：医師の指示に基づく投薬・検温・血圧測定等の医療行為、施設サービス計画に

## 基づく看護

- ・介護職員：施設サービス計画に基づく介護
- ・支援相談員：利用者及びその家族からの相談対応、レクリエーション等の計画・指導、市町村との連携
- ・作業療法士、理学療法士：利用者へのリハビリテーションの実施に際する指導、医師や介護支援専門員等と共同したリハビリテーションマネジメント
- ・管理栄養士：栄養管理、栄養状態の管理（栄養ケア・マネジメント等）
- ・介護支援専門員：施設サービス計画の作成、要介護認定及び認定更新の申請手続き
- ・事務職員：事務一般業務、その他の業務

## (施設の利用に当たっての留意事項)

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がり頂きます。施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事の持ち込みはご遠慮下さい。
- ・面会時間：10:00～18:00
- ・外出・外泊を希望される場合は前日までにお申出下さい。
- ・敷地内での喫煙、飲酒はご遠慮下さい。
- ・火気を伴う機器及び危険物（刃物類）は持ち込まないで下さい。
- ・施設の設備・備品等は大切にご使用下さい。尚、施設内の設備・備品等を破損の際は、場合によって負担して頂く場合もございます。
- ・居室内へのカレンダー等の掲示につきましては、備え付けのフックをご使用下さい・所持品には必ず名前の記入をお願いします。
- ・私物(金銭を含む)は本人又はその家族の責任において管理することとなります。紛失等の場合について事業所は責任を負いかねます。又貴重品(多額の現金、貴金属等)の持込はご遠慮下さい。
- ・外出、外泊時に他の医療機関を利用される際には、施設までご連絡下さい。
- ・宗教活動等、他入所者の療養生活の妨げになるような行為はご遠慮下さい。
- ・動物の持ち込みはご遠慮下さい。

## (守秘義務及び個人情報保護)

当施設職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行います。

## (非常災害対策)

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、

また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

1. 防火管理者は別紙にて定める。
2. 火元責任者は別紙にて定める。
3. 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
4. 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
5. 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
6. 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上  
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

### （身体の拘束について）

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、期間を区切って身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。その際は、ご家族への状況説明を行い、同意を得た上で行います。緊急性・非代替性を十分に考慮し、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

### （事故発生時の対応）

サービス提供等により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当施設が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、当施設に過失がない場合にはこの限りでございません。

## <協力医療機関等>

当施設では、下記の医療機関協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応を依頼します。

	協力医療機関
医療機関名	こだまホスピタル
所在地	石巻市山下町二丁目5番7号
電話番号	0225-22-5431

### ◇緊急時の連絡先

尚、緊急の場合には、「緊急時の連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

# <利用料金>

## (1) 施設利用料/1日

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
802円	848円	913円	968円	1,018円
*サービス提供体制強化加算(Ⅱ)				18円
*夜勤職員配置加算				24円
*協力医療機関連携加算(Ⅰ)・(Ⅱ)			100円・5円/月	
*高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)・(Ⅱ)			10円・5円/月	
*生産性向上推進体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)			100円・10円/月	
*科学的介護推進体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)			60円・40円/月	
*安全対策体制加算(入所初日のみ)				20円
*初期加算(入所から30日間)				60円・30円
*栄養マネジメント強化加算				11円
*短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)・(Ⅱ)			258円・200円	
*認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)・(Ⅱ)			240円・120円	
*リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)・(Ⅱ)			53円・③3円/月	
*若年性認知症利用者受入加算				120円
*認知症行動・心理症状緊急対応加算				200円
*認知症チームケア加算(Ⅰ)・(Ⅱ)			150円・120円/月	
*療養食加算				6円/食
*経口移行加算				28円
*経口維持加算(Ⅰ)・(Ⅱ)			400円・100円/月	
*かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)~(Ⅲ)			70円~240円/月	
*所定疾患施設療養費(Ⅱ)(10日間のみ)				480円
*口腔衛生管理加算(Ⅱ)				110円/月
*褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)・(Ⅱ)			3円・13円/月	
*排せつ支援加算(Ⅰ)~(Ⅲ)			10円~20円/月	
*自立支援促進加算				300円/月
*ターミナルケア加算		(死亡日以前31日~45日まで)		72円
*		(死亡日以前4日~30日まで)		160円
*		(死亡日前日及び前々日)		910円
*		(死亡日)		1,900円
*外泊時費用				362円
*新興感染症等施設療養費(5日間のみ)				240円
*退所時栄養情報連携加算				70円

- \*再入所時栄養連携加算 200円
- \*入所前後訪問指導加算（Ⅰ）・（Ⅱ） 450円・480円
- \*退所時等支援等を行った場合は、下記の料金が加算されます。
  - ・試行的退所時指導加算 400円 ・訪問看護指示加算 300円
  - ・入退所前連携加算（Ⅰ）・（Ⅱ） 600円・400円
  - ・退所時情報提供加算（Ⅰ）・（Ⅱ） 500円・250円
- \*介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 介護サービス費合計の3.9%  
 （令和6年6月からは介護職員等処遇改善加算 5.4%～7.5%）

\*ご利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合、518円が加算されます。

(2) 短期入所療養介護 施設利用料／1日

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
836円	883円	948円	1,003円	1,056円
*サービス提供体制加算（Ⅱ）				18円
*夜勤職員配置加算				24円
*個別リハビリテーション実施加算				240円
*若年性認知症利用者受入加算				120円
*重度療養管理加算				120円
*総合医学管理加算				275円
*認知症行動・心理症状緊急対応加算				200円
*緊急短期入所受入対応加算				90円
*療養食加算				8円／食
*送迎加算（片道）				184円
*介護職員処遇改善加算（Ⅰ）				介護サービス費合計の3.9% （令和6年6月からは介護職員等処遇改善加算 5.4%～7.5%）

尚、(1)、(2)については、負担割合証の割合を乗じた額が自己負担金額となります。

(3) その他の料金

- ・食費（1日当たり） 1,745円※  
 ただし、短期入所の食費は1食につき（朝食；503円 昼食；554円 夕食；635円）をお支払い頂きます。
- ・居住費（1日当たり）ユニット型個室 2,006円（令和6年8月からは2,066円）
- ※上記「食費」及び「居住費」において、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額が上限となります。
- ・特別室料A／1日 500円  
 電磁調理器・冷蔵庫の設置されている居室に入所した場合にお支払い頂きます。

- ・特別室料B／1日 300円

利用者の希望に基づく居住環境（居室面積、立地条件、景観等）の居室に入所した場合にお支払い頂きます。

- ・リース代A／1日 145円

肌着（上衣）、パンツ（ショーツ）リースを希望された場合にお支払い頂きます。

- ・リース代B／1日 75円

パンツ（ショーツ）のリースを希望された場合にお支払い頂きます。

- ・パジャマ代／1日 140円 利用を希望された場合にお支払い頂きます。

- ・エプロン代／1日 125円 利用を希望された場合にお支払い頂きます。

- ・寝具類クリーニング代（税別）

汚染時及び退所時には、寝具類（枕・掛布団・肌掛布団）のクリーニングを行います。

枕 500円 / 掛布団 2,500円 / 肌掛布団 1,000円

- ・電気代／1日（1品目につき） 50円

個人的に使用する機器等居室に持込を希望された場合にお支払い頂きます。

- ・各種診断書・証明書等の作成料（税別） 5,000円～10,000円

作成に伴う各種検査代は実費を頂きます。

#### （4）利用料についての留意事項

- ・負担限度認定証をお持ちの方は、必ずご掲示下さい。掲示がない場合は減額にならない場合もございます。

- ・利用料請求は一ヶ月ごとに計算し、翌月の10日に請求書を発行致します。お支払いは25日までに事務受付にて現金での精算となります。

- ・退所時については、退所日の一括精算となります。

- ・利用料金を2ヶ月以上滞納した場合には、退所をお願いする場合もございます。

- ・各種加算、減額等に関して、詳しくは事務職員にお問い合わせ下さい。

## <要望及び苦情等の相談>

当施設には利用者様とご家族の要望・苦情等の窓口がございます。

担当者：本川 久美子（TEL0225-92-5307 FAX0225-22-2110）

1階事務室前に「ご意見箱」を設置しておりますので、お気軽にご利用下さい。

## <第三者評価の実施状況>

実施の有無； 有 ・  無

# 個人情報利用目的

(令和6年4月1日現在)

介護老人保健施設ガーデンハウスこだまでは、利用者の尊厳を守り安全配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

## 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

## 【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供